

品川区障害者地域生活サポート24事業実施要綱

制定	平成20年3月31日区長決定 要綱 第34号
改正	平成21年3月25日部長決定 要綱 第308号
改正	平成27年3月31日部長決定 要綱 第352号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者が地域の社会資源を利用して、品川区で単身で安心して暮らすための支援を行う事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 グループホームや地域で単身生活を継続している障害者に対し次のことを行う。

- (1) 日常生活の困りごとへの助言や相談などを行う。
 - (2) 地域で単身生活を希望する障害者に対し、賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援をおこなう。
 - (3) 休日・夜間を含めて24時間の緊急対応が必要な場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等の支援を行う。
- 2 精神障害者には第3条以下の登録者とは別に交流の場を提供し、グループ活動支援、生活能力向上のための援助を行う。

(対象者)

第3条 第2条第一項の対象者は、区内で地域生活を単身で継続または行っている知的障害者、精神障害者とし、本人に対する適切な確な支援を行うため本事業に登録した者（以下「登録者」とする。）とする。

- 2 登録は、本人状況確認のため面談等を行い、個人情報を守るため契約を行う。なお、利用を開始するにあたり、登録者には、相談機関の場所、電話を教える。

(利用定員)

第4条 この事業の登録定員は下記のとおりとする。

- (1) 知的障害者 80名
- (2) 精神障害者 50名

(利用時間)

第5条 この事業の窓口対応時間は、午前10時から午後6時までとし、それ以外の利用については、電話対応を行う。

(利用できない場合)

第6条 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する者は、本事業を利用できないものとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、結核予防法等により医療機関への入院を要するとき。
- (2) その他区長が著しい支障を及ぼすと判断されるとき。

(事業の委託)

第7条 この事業は、区内でグループホームを運営するNPO法人または有限会社に委託をして行う。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。